

温泉掘削（新規、代替）許可申請のしおり

温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする場合は、知事に申請して許可を受けなければなりません。（温泉法第3条）

申請書の様式、申請に必要な添付書類は以下のとおりです。

※公的証明書については、原則発行後3ヶ月以内の原本をご持参ください。

1 申請書

温泉掘削許可申請書（規則第1号様式）

2 添付書類

（1）掘削理由書

温泉掘削の必要性や掘削後の利用計画等を記載したもの（申請者記名）

（2）掘削地点の詳細図

掘削地点から不動点（2カ所以上）までの距離、隣地の地番、方位を記入したもの

＊不動点・・・建物、ブロック塀、道路側溝等の動かない地点

（3）付近見取り図

地図に掘削地点を明確に表示し、付近200メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況（地番、温泉採取権者名、掘削地点からの距離）を記入したもの

（4）土地登記事項証明書等、土地を掘削のために使用する権利を有することを証明する書類

申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証明するものです。

① 申請者が掘削地の所有者である場合

掘削地の土地登記全部事項証明書（法務局）（3ヶ月以内、原本）

② 申請者が掘削地の所有者でない場合

・掘削地の土地登記全部事項証明書（法務局）（3ヶ月以内、原本）

・掘削地所有者の「土地使用承諾書（自署、自署でない場合は印鑑証明書（3ヶ月以内、原本）を添付）」等

＊掘削地が農地の場合や自然公園、急傾斜地等の法規制地区の場合は、①又は②の書類のほかに、土地の使用や掘削に対する許可書等の写しを添付してください。

（5）掘削地周辺の公図（法務局）（3ヶ月以内、原本）

公図とは、通常の場合、法務局に備え付けられている「字図」が該当します。

（縮尺、方位、転写年月日、転写者の記名押印があるもの）

地番確認のために掘削地点（申請地点）を公図上に表示してください。

(6) 掘削孔断面図（ケーシングプログラム）

掘削深度及び口切管、砂止管、埋設管（本管及びストレーナー部分）等の口径、材質及び深度が記載されたもの（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

(7) 利用計画図

掘削地点から利用する施設（浴槽等）までの配管等を記載したもの（配管の口径、種類、延長を記入してください。）

(8) 設備の配置図及び主要な設備の構造図

主要な設備（掘削機、泥水ポンプ、櫓等）の配置が記入されたもので、掘削工事設備全体の構造がわかるもの（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

* 代替掘削で、掘削口から敷地境界線までの水平距離が3 m（8 m）未満の場合は、「遮断壁」の配置状況を記入してください。

* 「遮断壁」とは、温泉法施行規則附則第2条に規定する「迂回水平距離3 m（8 m）以上」の基準に適合させるため、掘削口と敷地境界線の間に設置した可燃性天然ガスを遮断するための壁のことです。

(9) 掘削時災害防止技術基準適合証明書

掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が、温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

(10) 掘削時災害防止規程

温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程（ボーリング工事業者等に作成を依頼してください。）

(11)（代替掘削の場合）掘削地点と隣地境界との距離が2 m未満の場合は以下の書類

・ 隣地の土地登記現在（全部）事項証明書（法務局）（3ヶ月以内、原本）

隣地の所有者を確認するための資料です。

・ 隣地の土地所有者の承諾書（印鑑証明書添付：3ヶ月以内、原本）

民法第237条（境界線付近の掘削の制限）等の「相隣関係」に基づくものです。

* 新規掘削の場合は、温泉法施行規則第1条の2第1号の規定により掘削口から敷地境界線までの水平距離が3 m（8 m）以上ですので、基本的に「相隣関係」は発生しません。

(12) 誓約書

申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類

(13) 申請者の住所氏名等を確認できるもの

①申請者が個人の場合・・・住民票の写し（3ヶ月以内、原本）

②申請者が法人の場合・・・法人登記現在（履歴）事項全部証明書（法務局）（3ヶ月以内、原本）

(14) その他

- ① 複数人で申請を行う場合（代替掘削で温泉採取権者が複数の場合等）は共同申請となります。申請の方法は各保健所（部）にお問い合わせください。
- ② 掘削地点の地番が明確でない場合など、必要に応じて**土地地積測量図（法務局）**の提出をお願いすることがあります。
- ③ 印鑑証明書や土地使用承諾書等の本人確認や権利者の意思確認のための書類は、3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。
- ④ 代替掘削の場合は特に次の点に留意してください。
 - ・代替掘削申請は、既存孔（現在使用している温泉井戸）の温泉台帳に記載された温泉採取権者全員の共同申請となりますので、申請者の住所・氏名は温泉台帳の温泉採取権者の住所・氏名と一致する必要があります。
 - ・温泉台帳の住所・氏名と一致しない場合は、既存孔の温泉台帳の住所・氏名を変更したうえで、代替掘削の申請を行ってください。
 - ・申請孔（新孔）の掘削工事完了後、既存孔は埋孔し、既存孔の「温泉採取廃止届」を提出してください。

3 申請書等提出部数 正本（1部） 副本（2部）

4 申請手数料 125,000円

5 申請書等提出先・問い合わせ先

保健所・保健部	担当課	連絡先	所管する地域
東部保健所	健康安全企画課	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	健康安全企画課	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	097-582-0660	由布市
南部保健所	健康安全企画課	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	健康安全企画課	0974-22-0162	竹田市、豊後大野市
西部保健所	健康安全企画課	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	健康安全企画課	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	0978-22-3165	豊後高田市
自然保護推進室	温泉・地域資源活用班	097-506-3025	大分市

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。